

“きー☆モビ” カーシェアリング 実証期間:利用規約

第1章 総則

第1条 (規約の適用)

1. 株式会社デンソーコミュニケーションズ(以下「当社」という)は、この規約(以下「本規約」という)及び細則の定めるところにより、貸渡自動車(以下「カーシェアリング車両」という。)を借受人(以下「会員」という。)に貸し渡すものとし、借受人はこれを借り受けるものとします。なお、本規約に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によるものとします。
2. 当社は、本規約の趣旨、法令及び一般の慣習に反しない範囲で特約に応ずることがあります。特約した場合には、その特約が優先するものとします。
3. 本規約は、実証期間とする2015年11月1日サービスインより2018年3月31日までを対象とします。

第2章 会員

第2条 (会員)

1. 会員とは、本規約を承認の上、カーシェアリング車両の利用者として入会申込手続きを行い、当社がこれを承認した者をいいます。
2. 会員は、カーシェアリング車両の利用状況等を含めたデータを、当社がこのカーシェアリングの事業性等の評価を行う為に使用することに同意しているとみなします。但し、個人情報に関わることは一切公表することはありません。

第3条 (入会の申し込み、承認)

1. 当社は、講習会の受講を条件に入会申込を受け、必要な審査・手続き等を行います。
2. 当社は、入会希望者に対し、個別説明を含め都度講習会を実施します。
3. 当社は、貸渡管理の為貸渡簿(貸渡原票)に運転者の氏名・住所・運転免許の種類及び運転免許証の番号の記載、及び入会申込の際に会員に対し運転免許証の提示を求めます。但し、当社は会員の個人情報に関わることは一切公表することはありません。
4. 第1項、第3項より、入会申し込みには次の事項を当社に届け出るものとします。

当該個人の氏名、住所、生年月日、電話番号、携帯電話番号、クレジットカード情報、電子メールアドレス、運転免許書の写し、その他当社所定の事項

第4条 (会員の表明事項)

1. 会員は、入会の締結にあたり、次の各号に定める事項を当社に対し、保障するものとします。
 - (1) カーシェアリング車両の運転の為に必要な運転免許証を有しており、カーシェアリング車両を運転中、常にこれを携帯している事。
 - (2) 第3条に定める提出事項に虚偽の記載が無いこと。
 - (3) カーシェアリング車両を借受中、登録したメールアドレスに送信される内容の確認が出来る携帯端末を常時携帯している事。
 - (4) カーシェアリング車両の利用に際して利用を予定した会員と車両貸渡し時の会員が同一の者であること。
 - (5) 過去の貸渡しにおいて、第17条に定める禁止事項への違反が無いこと。
 - (6) カーシェアリング車両を借り受ける際は、本規約を順守するとともに、道路交通法その他関連法令を順守すること。
 - (7) 麻薬、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の中毒症状が無いこと。
 - (8) 暴力団、暴力団関係団体の構成員或いは関係者またはその他の反社会勢力に関与するものでないこと。及び将来も当該勢力にならないこと。
 - (9) 本規約に定める義務違反について一切の責任を負うものとし、これに関する免責の主張等を一切しないこと。

第5条 (申し込み内容の変更等)

1. 会員は、第3条に定める入会申し込みにおいて提出した内容に変更が生じた場合、または変更が生じる事が明らかになった場合、その旨を直ちに当社所定の方法で当社に連絡するものとします。

2. 会員は、運転免許証の更新を受けたとき、運転免許証の記載内容に変更が有るときは、直ちに当社所定の方法で運転免許証の写しを再度当社に提出するものとします。
3. 会員は、運転免許の停止処分或いは取消処分を受けたとき、又は運転免許が失効した時は、直ちに当社所定の方法でその旨を届け出るものとします。
4. 当社は、会員が申し込み内容に変更が生じているにもかかわらず、変更の連絡を怠っていたことが判明した場合、貸渡契約を解除することができるものとします。

第6条（ICカード）

1. 当社は会員に対して、カーシェアリング車両の運転に必要なICカード（以下「ICカード」という）を貸与します。会員はICカードを受領したのちに然るべく早急に裏面に会員ご自身の氏名を記入するものとします。
2. ICカードの所有権は当社に帰属し、会員は、当社から貸与を受けたICカードを、善良なる注意を持って使用、保管するものとし、一切の責任を負います。
3. 会員は、ICカードを盗難、紛失、滅失又は毀損の場合、速やかにその旨を当社に届けるものとします。
4. 会員は、第三者に使用させることは出来ません。もしICカードの盗難、紛失等により第3項に基づいた当社への届け出を行っていない状態で、第三者に不正使用された場合、会員は当該使用により生じる一切の債務について支払いの責を負うものとします。
5. 会員は、第4項に基づいた当社への届け出を行った場合においても、次のいずれかに該当する場合は、会員はかかる事項において当社が被った損害に対し当社より請求する費用等の支払義務を負うものとします。
 - (1) 故意或いは重大な過失に起因する盗難、紛失の場合。
 - (2) 会員自ら及び同居人等関係者の行為或いは加担した盗難の場合。
 - (3) 本規約に違反している状況において盗難、紛失が生じた場合。
6. 当社は、ICチップの仕様変更等の理由により必要と認めるときは、ICカードの一時回収、交換等の措置をとることができるものとし、会員はこれに応じるものとします。
7. 会員は、退会により不要となったICカードは裁断のうえ破棄するものとします。

第7条（退会、会員資格の取消等）

1. 会員は当社所定の退会手続きをすることにより、いつでも退会することができます。ただし、第3章に基づき当該時点において発生している残債務を支払った時点を以て退会とします。尚、ICカードの処理は第6条第7項に従うものとします。
2. 会員が次の各号のいずれかに該当するときには、当社は当該会員に事前に何らかの通知又は催告することなく、会員資格を取り消すとともにICカードの返却を請求することができるものとします。
 - (1) 本規約のいずれかに違反をした場合。
 - (2) 当社が請求する債務の履行を遅滞し、又は支払を拒否した場合。
 - (3) 破産、民事再生、会社更生、特別清算等の倒産手続き或いは清算手続の申立を受けたとき或いは自らこれらの申し立てをしたとき、又は私的整理を申し出たとき。その他会員の信用状態に重大な変化が生じた場合。
 - (4) 第16条2項に違反して、滅失、毀損の届出をしなかったとき。
 - (5) その他、当社においてカーシェアリング車両の使用に不適と判断されたとき。
3. 会員は、会員資格を取り消された場合は、本規約に基づく当社に対する一切の責務について、期限の利益を喪失し、残債務全額を直ちに当社に支払うものとします。
4. 会員が退会し、また会員資格を取り消された場合でも、本規約に基づく債務の支払いが完了するまでは、引き続き本規約の効力が維持されるものとします。

第3章 貸渡契約

第8条（予約）

1. 会員は、カーシェア車両を借りるに当たって、この規約に同意のうえ、インターネットを介して当社指定のホームページより、借受開始日時、借受場所、返却予定時間、返却場所等、当社所定の借受条件を入力して貸渡契約の予約申込を行うものとします。
2. カーシェアリング車両の借受時間は、別に定めるサービス提供時間内とします。
3. 当社は、会員から予約の申込があったときは、原則として、他の予約状況等を勘案し、可能な範囲内で、この予約に応じるものとします。会員は、予約が承認されない場合であっても、当社に異議申し立て或いは損害賠償請求を行わないものとします。
4. 当社は、第1項の申し込みに対し、予約承認の有無を当社所定の方法で予約申請者が登録したメールアドレスに発信し、この発信を持って貸渡契約の予約が成立したものとします。

第9条（予約の変更）

1. 会員は、第8条第1項により予約申し込みを行った借受開始日時の前、所定の期間において、当社所定の方法により借受条件の変更を申し込む事ができません。
2. 当社は、前項の予約変更の申し込みに対し、変更内容承認の可否を判断し、変更を承認する場合には当社所定の方法で予約申請者が登録したメールアドレスに変更の承認内容を発信し、この発信を持って予約が変更されたものとします。

第10条（予約の取消等）

1. 会員は、借受開始時間の前、所定の期間において、当社所定の条件及び方法により、予約を取消することができます。
2. 会員は、予約の実行が困難になった場合は、必ず事前に予約を取消することとします。
3. 開始予定時間を30分過ぎても貸渡しが実行されない場合は、自動的に予約が取り消されるものとします。
4. 当社は、事前の変更・取り消しが無く予約が実行されない場合は、会員に対し、所定のキャンセル料を請求出来るものとします。
5. 当社は、天災地変その他不可抗力により会員の予約に応じられない場合、システムの不具合或いは運営上のやむを得ない事情が生じた場合、又は貸渡予定のカーシェア車両が事故、盗難、その他の事由が発生し、貸渡が困難と判断される場合には、予約の変更を求める事、或いは取消を行うことができるものとします。この場合、会員は当社に異議申し立て或いは損害賠償請求を行わないものとします。
6. 会員は、借受前に借受予定のカーシェア車両が、瑕疵により利用不可能であった場合には、予約を解除できるものとします。この場合、会員は、カーシェア車両を利用出来なかったことについて、当社に対し異議申し立て或いは損害の賠償請求をしないものとします。

第11条（貸渡手続）

1. カーシェアリング車両の貸渡に関する会員と当社との間の個別契約（以下「貸渡契約」といいます。）は、第8条に基づいて予約された借受時間を経過した時、又は予約時に申告したICカードによってカーシェアリング車両が利用可能になった時点のいずれか早い時に成立するものとします。
2. 当社は、カーシェアリング車両が利用可能になった時に、当社所定の方法で借受条件等に関する内容を会員が登録したメールアドレスに発信し、これにより貸渡契約の成立を示すものとします。

第12条（貸渡契約の変更）

1. 会員は、第11条第1項により成立した貸渡契約について、カーシェアリング車両返却処理による契約終了の前に当社所定の方法により当社の承諾を受ける事によって契約の変更を行うことができるものとします。
2. 当社は、貸渡契約変更を承諾したことを、当社所定の方法で借受条件等に関する内容を会員が登録したメールアドレスに発信し、これにより変更を承諾したものとします。

3. 会員は、第1項に定める当社の承諾を受けることなく返却時間の変更、返却場所の変更等、貸渡契約の内容を変更した場合には、別に定める契約違約金を支払うものとします。

第13条（貸渡契約の終了）

1. 会員は、第8条第1項による予約時に登録した返却場所、或いは第9条によって変更された返却場所、又は第12条によって変更された返却場所にカーシェアリング車両を返却しなければなりません。
2. カーシェアリング車両返却時に当社所定の返却手続きが完了した時点で、貸渡契約が終了するものとします。
3. 当社は、カーシェアリング車両の貸渡契約が終了した時に、当社所定の方法で貸渡契約終了に係る内容を会員が登録したメールアドレスに発信し、これにより返却を承認したものとします。

第4章 実証期間における料金

第14条（貸渡他、料金）

1. 第1条第3項に定める実証期間における貸渡料金は、別表の通りとします。
2. その他、借受中に発生した車両不備に関わる第15条第4項、駐車違反に係る第18条第5項、故意の故障に係る第21条第2項、休車補償となる第22条、限度を超える補償となる第23条第3項による費用が発生した場合は、会員は、当社の請求に応じ費用を支払う義務があるものとします。
3. 会員は、カーシェアリング車両を利用した月に係る貸渡料金およびキャンセル料が発生した場合はキャンセル料を合算した額を、クレジットカード発行会社の会員規約に基づき当社に対して支払うものとします。なお、クレジットカード発行会社が会員に対して請求しないことを当社が確認した場合には、当社が直接、会員に対して請求することがあり、会員はこれを承諾するものとします。
4. 以上のほか、会員は次の定めに従うものとします。
 - (1)会員から当社に申出をしない限り、継続して利用料金を指定カードにより支払うこと
 - (2)指定カードの会員番号・有効期限に変更があった場合、当社所定の方法で遅滞なく当社にその旨を連絡すること
 - (3)指定カードの発行会社から、指定カードによる利用料金の支払契約を解除されても異議がないこと。

第5章 管理責任等

第15条（点検整備）

1. 当社は、道路運送車両法に基づく定期点検を実施したカーシェアリング車両（同法の適用対象とならないカーシェアリング車両は、当社が自主的に定期点検整備を行なったもの）を貸渡すものとします。
2. 会員は、カーシェアリング車両を借り受ける際に、道路運送車両法に定める日常点検（同法の適用対象とならないカーシェアリング車両は、当社が指定する日常点検）を実施し、カーシェアリング車両に整備不良が無いことを確認するものとします。
3. 会員は、前項の確認においてカーシェアリング車両に整備不良が発見されたときには、直ちにき～☆モビコールセンターに通知し、き～☆モビコールセンターの指示にしたがうものとします。
4. 会員は、前項の連絡無しに、貸渡契約終了後にカーシェアリング車両の不備が見つかった場合には、当該貸渡契約中に生じたものとし、当社が必要に応じた損害賠償を行うことに異議を述べないものとします。

第16条（管理責任）

1. 会員は、カーシェアリング車両の借受期間中、善良な管理者の注意を持ってカーシェアリング車両を使用・保管する義務を負うものとします。

2. 会員は、カーシェアリング車両のほか、ステーション等の設備ならびに第三者の財産を破損、滅失させた場合、直ちにき〜☆モビコールセンターに報告するものとします。
3. 会員は、前項の場合において当社或いは第三者に損害が生じたときは、それぞれ直接賠償をするものとします、

第 17 条（禁止行為）

会員は、カーシェアリング車両の借受期間中、次の行為をしてはならないものとします。

- (1) 当社の承認及び道路運送法に基づく許可等を受けることなく、カーシェアリング車両を自動車運送事業又はこれに類する目的に使用すること。
- (2) 会員は第三者に使用させ、或いは転貸し、又は他に担保に供する等当社の権利侵害、又は事業の障害となる一切の行為をすること。
- (3) カーシェアリング車両の自動車登録番号標又は車両番号標を偽造或いは変造し、又はカーシェアリング車両を改造或いは改装をする等、その原状を変更すること。
- (4) 当社の承認を受けることなく、カーシェアリング車両を各種テスト或いは競技に使用し、又は他車の牽引或いは後押しに使用すること。
- (5) 法令又は公序良俗に違反してカーシェアリング車両を使用すること。
- (6) 当社の承諾を受けることなく、カーシェアリング車両について損害保険に加入すること。
- (7) カーシェアリング車両を日本国外に持ち出すこと。
- (8) カーシェアリング車両を安城市外まで走行すること。
- (9) カーシェアリング車両を所定の用途以外に使用すること。
- (10) 当社所定の車両取扱説明書等に記載された内容に反する行為をすること。
- (11) その他、本規約、借受条件に違反する行為をすること。

第 18 条（駐車違反の場合の措置など）

1. 会員が借受中に、道路交通法に定める駐車違反をしたときは、自ら違法駐車をした地域を管轄する警察署に出頭するとともに、駐車違反に係る反則金を納付し、及び当該駐車違反に伴うレッカー移動、補完等の諸費用を負担するものとします。
2. 警察から当社に対し駐車違反について連絡があった場合において、会員が当該駐車違反に係る反則金を納付せず、又は前項の諸費用を支払っていないときは、当社は当該納付又は支払いが完了するまでの間、カーシェアリング車両の返還を拒否できるものとします。
3. 前項の場合において、当社が返還を受けるまでの間については別に貸渡料金を申し受けます。
4. 本件違反を管轄する公的機関からの法令等による会員の個人情報の提供が求められたときは、当社はこれに同意するものとします。
5. 会員が法定期間内に、駐車違反に係る反則金または諸経費を納付せず、当社が当該駐車違反に係る放置違反金、又は諸費用を負担した時は、会員は、反則金並びに、カーシェアリング車両の移動、保管費用等、当社が負担した費用について賠償責任を負うものとします。
6. 当社は、会員が本条に違反したときには、カーシェアリング車両の利用を停止することができるものとします。

第 6 章 事故の処置等

第 19 条（事故発生時の措置）

1. 会員は、カーシェアリング車両の借受期間中に、当該車両に係る事故が発生したときは、事故の大小にかかわらず、法令上の措置をとるとともに、次に定めるところにより処理するものとします。
 - (1) 直ちに最寄りの警察に通報すること。

- (2) 直ちに事故の状況をき～☆モビコールセンターに連絡すること。
 - (3) 当該事故に関し、当社及び当社が契約している保険会社が必要とする書類又は証拠となるものを遅滞なく提出すること。
 - (4) 当該事故に関し、第三者と示談又は協定をするときは、あらかじめ当社の承諾を受けること。
 - (5) カーシェアリング車両の修理は、当社において行うものとし、会員自らが修理してはならないものとします。
2. 会員は、前項によるほか自らの責任において事故の解決に努めるものとします。
 3. 当社は、会員のため当該車両に係る事故の処理について助言を行うとともに、その解決に協力するものとします。

第 20 条（盗難発生時の措置）

1. 会員は、借受中にカーシェアリング車両の盗難が発生したときは、法令上の措置をとるとともに、次に定めるところにより処理するものとします。
 - (1) 直ちに最寄りの警察に通報すること。
 - (2) 直ちに被害状況等をき～☆モビコールセンターに報告すること。
 - (3) 盗難に関し当社及び当社が契約している保険会社が要求する書類等を遅滞なく提出すること。

第 21 条（故障発生時の措置）

1. 会員は、カーシェアリング車両の故障又は異常を察知したときは、直ちに運転を中止し、その旨をき～☆モビコールセンターに連絡するとともに、その指示に従うものとします。
2. 会員は、カーシェアリング車両の故障又は異常が、故意或いは過失による場合は、当該車両の引き取り及び修理に要する費用を含めた当社に与えた損害を賠償する責任を負うものとします。
3. 会員は、故障や異常により当該車両および冷蔵庫等の車載機器が使用できなかった事、または所定の機能を満たさなかった事により生じる損害については、当社に対しその賠償を請求しないものとします。

第 7 章 賠償及び補償

第 22 条（休車補填料）

会員は、故意または過失によりカーシェアリング車両の事故、盗難、故障を生じさせ、それにより当該カーシェア車両の利用を困難とし、当社に損害を与えた場合、別紙に定める休車補填料を支払うものとします。尚、休車補填料を支払った場合でも、それ以外の損害賠償責任を免れるものではありません。

第 23 条（補償）

1. 当社は、カーシェアリング車両について次の条件の通り損害保険を付与するものとし、会員が負担した当社又は第三者に対する損害賠償責任を次の限度内でてん補するものとします。
 - (1) 対人保障 無制限
 - (2) 対物保障 無制限
 - (3) 人身傷害 無制限
2. 保険約款又は補償制度の免責事由に該当する場合は、前項に定める保険金は支払われません。
3. 前項に該当する保険金又は補償金が支払われない損害、又は前項に定める補償限度額を超える損害については、不足する当該賠償費用は会員の負担と致します。

4. 警察及びき～☆モビコールセンターに届出のない事故、或いは本規約に違反して発生した事故に該当する場合は、第1項に定める損害でん補が受けられないことがあるものとします。

第24条（不可抗力による免責）

1. 当社は、天災地変その他不可抗力の事由により、カーシェアリング車両が返却されなかった場合は、これによる会員の責任は問わないものとします。
2. 会員は、天災地変その他不可抗力の事由により、当社がカーシェアリング車両を貸渡することができなくなった場合、これにより生じた損害について当社は賠償する責任を負わないものとします。

第8章 個人情報

第25条（個人情報について）

1. 個人情報とは、個人に関する情報であり、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他記述等により特定に個人を識別することができるものをいいます。
2. 当社は、第26条で定める目的のために、次に定める登録情報より得られる個人情報を利用します。
 - (1) 第3条で定める入会時に登録頂いた一切の情報
 - (2) 個々の貸渡契約の内容、及び貸渡契約に基づく借受車両、期間等に関する情報
 - (3) システム管理、車両管理目的より取得する借受車両に係る一切の情報
(位置情報、走行距離情報、利用時間情報、警告表示情報等)

第26条（個人情報の利用目的）

1. 当社及びシステム開発会社である株式会社デンソー及び運営を管理する株式会社安城スタイルは、取得した個人情報を安全に管理し、法令の規約に従って、次の利用目的で利用できるものとし、会員は、これに同意するものとします。
 - (1) 会員へのお知らせの発送（郵送）・発信（メール）
 - (2) 関連するサービスの提供
 - (3) システム改良、サービス向上・商品の企画・開発等を目的としたアンケート調査
 - (4) 車両状態状況の整理・分析より得られる会員への情報提供サービス
 - (5) システム改善、事業分析のための要因分析として
2. 当社は、システム改善を目的としてカーシェアリングシステム開発会社である株式会社デンソーに前項にあげる個人情報を提供することがあり、会員は、これに同意するものとします。また、株式会社デンソーも当社同様に取得した個人情報を安全に管理し、法令に従って利用するものとします。
3. 当社は、会員、又は第三者の重大な利益を保護するために必要と判断する場合、または当社が従うべき法的義務の為に取得した個人情報を開示することがあり、会員はあらかじめこれを承諾するものとします。
4. 会員は、当社が取得した自己の個人情報について、個人情報の保護に関する法律の定めるところにより当社に開示することを請求することができるものとします。
5. 会員の個人情報に関するお問い合わせ先はき～☆モビコールセンターまでご連絡ください

き～☆モビコールセンター TEL: 0120-40-1420

6. 事業者 及び個人情報保護管理者

株式会社デンソーコミュニケーションズ 住所: 愛知県刈谷市昭和町1-1

TEL: 0566-61-4214 メール: kobori@denso-communications.jp

第9章 雑則

第27条（規則の変更）

1. 当社は、会員に予告する事無く、本規約を改定することができるものとします。
2. 当社は、本規約の改定内容を当社指定のホームページで表示するとともに、会員が登録したメールアドレスに発信し告知します。会員は当告知より契約を解除しない限り、当該改訂を承認したものとみなします。

第28条（権利義務譲渡の禁止）

会員は、会員の地位その他本規約に基づく権利または義務の全部または一部を第三者に譲渡し、承継させ、または担保に供することは出来ません。

第29条（管轄裁判所）

本規約、または貸渡契約の準拠法は日本法とし、本規約または貸渡契約に基づく権利及び義務について紛争が生じたときは、当社の本社所在地を管轄する裁判所をもって管轄裁判所とします。

2017年3月31日

以上